

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2012. 6月号

○今月の特集①

毎年行う業務
労働保険の申告・納付

○今月の特集②

毎年行う業務
社会保険の算定基礎届

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
社会保険労務士の中尾です。



5月から6月にかけて役所からいろいろな書類が届きます。
住民税の通知書、労働保険料や社会保険の算定基礎届。
会社によってはもっと来ることもあります。

ときに関係のない資料も来たりしますが、
基本的には提出期限が決まっていますので、
早めの準備と処理が大事ですね。

○今月の数字

< 2.63% >

○ちょっと一服

さかなコーナー

鮎

「見た目と違って
ケンカ好き？」

今月の特集①：労働保険料の申告と納付

毎年7月10日までに労働保険料の申告と納付をしなければなりません。

5月末～6月頭にかけて労働局から書類が送られてきます。その中に申告書が入っていますので、その申告書に必要な事項を書き込み役所へ提出し、労働保険料を銀行等で払い込みます。

【労働保険とは？】

そもそも労働保険とはどういったものなのでしょうか？

簡単に言うと「**労災保険＋雇用保険＝労働保険**」ということです。

保険料に関しては、労災保険と雇用保険それぞれ保険料を払うことになります。

【労災保険料】

労災保険は、通勤途中や工作中的のケガ、仕事が原因による病気などの場合に支払われる保険です。

すると保険料は「仕事上の傷病が多いか？少ないか？」によって保険料が変わってきます。

簡単に言うと、事故が少ない業種なら保険料が安く、事故の多い業種は保険料が高いという考え方です。

このように**業種により保険料が異なります**ので、自分の会社がどの業種に当てはまるのか確認が不可欠です。

【雇用保険料】

雇用保険はいわゆる「失業保険」です。

失業が多い業種なのか、少ない業種なのかで保険料が変わります。

労災保険は業種により細かく分類されていますが、雇用保険の場合3つに分かれているだけです。

①一般の事業 ②農林水産業、清酒製造業 ③建設業

②③に当てはまらない業種は①の一般の事業となります。ほとんどの会社が①になりますね。

【労働保険料の計算と申告】

労働保険料は「賃金×保険料率」で計算します。

業種による保険料率の確認とともに**1年分の賃金の集計が必要**になります。

この賃金の集計は**前年4月～今年3月**までの賃金です。（今年の申告の場合は平成23年4月～平成24年3月分です。）

注意しなければいけないのが、この場合「その月に働いた分」の賃金ということです。

給与が翌月払いの会社では、注意が必要です。その月に支払った（振り込んだ）金額ではありません。

また、労働保険で言う“賃金”には**通勤費も含まれます**。

月給20万円、通勤費1万円の人の賃金は21万円です。

<労働保険料は前払い>

労働保険は前払い制です。

あらかじめ今後1年間支払うであろう賃金（ほとんどの場合前年度の賃金）を基に保険料を算出します。

そして1年経って実際に支払った賃金を基に保険料を算出し、前払いした保険料と差し引きます。

これを毎年繰り返していきます。

※あらかじめ払う保険料を「概算保険料」

1年経って計算した保険料を「確定保険料」と言います。

<支払回数>

労働保険料は一定の条件で3回払いに出来ます。

支払うべき**概算保険料が40万円以上**の場合です。

3回払いにするときは、申告書に分割回数を記載します。

【建設業の場合】

建設業の場合は申告方法が違いますので注意が必要です。大まかには

①現場の労災保険料 ②事務所の労災保険料 ③雇用保険料

に分けて申告しなければなりません。申告書を3つ提出することになります。

労働保険料の申告・納付に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の特集②：社会保険の算定基礎届

毎年7月10日までに提出しなければならないものに社会保険の算定基礎届(定時決定)があります。

【算定基礎届(定時決定)とはなにか?】

社会保険料は、年に1回保険料を見直します。

社会保険料は、その人の給与の多い少ないにより保険料が変わるからです。

【算出方法】

社会保険料は**4月、5月、6月に支給された給与**を基に算出します。

ここで言う給与とは「支給された給与」です。

この点が労働保険料の申告と違うところなので注意が必要です。

締日がいつであろうが、支給された月の給与で見ます。

やはり翌月支給の会社は間違えないようにしなければなりませんね。

(また、労働保険料と同じく通勤費は給与に含めなければなりません。)

この3ヶ月の給与を平均した額を保険料額表に当てはめて等級を決め、その等級の保険料を算出します。

【対象とならない人】

この算定基礎届(定時決定)は以下のような人は対象となりません。

6月1日以降に入社した人

6月30日以前に退職した人

7月～9月に保険料の改定をする予定の人

①の人は6月の給与しかなく、日割り計算などで低い給与になっている可能性が高いから

②の人は保険料を改定しても、その時には辞めていない人だから

③の人は改定をしてまたすぐに改定になってしまうから

対象とはなりません。

【保険料改定の時期】

算定基礎届(定時決定)で行った保険料の改定をいつから反映させるのか?

9月から保険料が改定になります。が、多くの会社で社会保険料は「翌月に徴収」していると思います。この場合、給与から新しい保険料で天引きするのは10月に支給する給与からとなります。

算定基礎届(定時決定)で行った保険料の改定のほかに年2回保険料の変更があります。

健康保険料 : 3月(4月徴収)

厚生年金保険料: 9月(10月徴収)※算定基礎届(定時決定)で行った保険料の改定と同時期です。

このような定期的な保険料の改定のほかにも給与(固定給)が大幅に上がったたり下がったりした時にも改定が必要な場合があります。

ここでは簡単にご説明いたしましたが、他にもいろいろな決まりがあります。

労働保険料の申告や算定基礎届でご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に弊所にご連絡くださいませ。

今月の数字 <2.63%>

この数字は、平成23年度雇用均等基本調査の結果で出された育児休業取得者に対する男性の割合です。

日本は、先進国の中で男性の育児休業取得者の割合が最低水準になっています。

また、前々から世界では

「これだけ男性の育児休業取得者が少ないということは、日本は男尊女卑の社会ではないか？」「男女同権の社会ではない証拠だ」と言われていました。

そんなこともあり、育児介護休業法が改正されました。専業主婦である場合に育児休業の取得を会社が断ることができる制度を廃止したり、女性と協力して男性が育児休業を取得する場合、育児休業期間を2ヶ月延長できる制度の設置等の改定です。

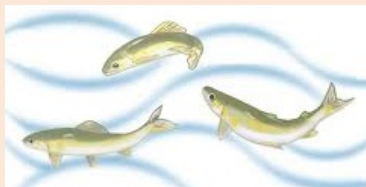
そういった経緯や結果なのでしょう。育児休業取得者割合は年々好転しています。

今回発表された平成23年度雇用均等基本調査の結果での育児休業取得率は女性、前回調査と比べ4.1ポイント上昇の87.8%。男性は、同1.25ポイント上昇の2.63%で、過去最高となりました。

いい人材の確保の一環として、育児休業がしやすく職場復帰がしやすい環境づくりが大切な時代になってきています。

ちょっと一息さかなコーナー

6月は多くの川で鮎釣りが解禁します！
毎年この時期になるとソワソワしてしまいます。



代表的な鮎の釣りに「友釣り」というものがあります。読んで字のごとく鮎で鮎を釣るんです。でも共食いをするのではなく、鮎のケンカっ早い性格を利用して釣りをします。

鮎は川底の石に付いたコケをエサにしていますが、ほとんどの鮎はそれぞれ「ココはオレの餌場だ！」と縄張りを持ちます。他の鮎が自分の縄張りに入ってきたら体当たりをして追い出そうとするんです。

この習性を知った人間は、「だったら鮎にハリを付けて縄張りに入れたら釣れるんじゃない？」と考えたのでしょうかね。

生きた鮎にハリを付けて泳がせて、縄張りにいる鮎とケンカをさせる。体当たりしに来たところで針にかかるという算段です。

昔の人は良く考えたな～と感心してしまいます。

早くアユの塩焼きが食べたい……。

編集後記

5月は激しい雨が降ったり、風が強かったりと変な天気が続きました。

気温の変化も激しかったので、風邪を引いている方も多くいらっしゃったようです。

ビビリのよもぎ君は、風が強い日は「ナニ？誰かいるの？！ コワイからパパ抱っこして～！！」とせがむ日が多かったです。このビビりぶりは誰に似たんだか……。

(平成24年6月号)



なかお事務所

特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753